

表2

回復のための尿検査プログラムに関する説明と申込書 (Ver.2:20040113)

尿中薬物検出検査を受けることにより、薬物の摂取の有無を高い精度をもって客観的に証明できます。以下の方法をもって、自助活動にかかわっている方が回復をより確実にするために、尿検査を受けられます。

- 1 こちらの施設で簡易尿検査を受けるのは、予定された日とします。
- 2 採尿は、別紙2に記す要領で行います。
- 3 簡易尿検査で規制薬物が陽性にであれば、別紙3を用いてのあなたの依頼により、麻薬取締官との相談を設定します。この時、あなたの署名が入った別紙3の複写を麻薬取締部に送ります。
上の後、麻薬取締官は、あなたに面接しての指導、並びに、電話での指導を行うとともに、別紙3に示すように、情報を得るため、照会書をこちらの施設に送ることになります。
- 4 以下のことがあれば、この回復のための尿検査プログラムから外れることになります。但し、外れた場合でも、3か月間立てば、再度、回復のための尿検査プログラムを受けることができます。
 - 1) 簡易尿検査で陽性となった際に、麻薬取締官との相談指導を依頼しない場合
 - 2) 1年に3回以上予定された尿検査を受けなかった場合

以上を説明いたしました。

平成 年 月 日
担当者氏名 印

回復のための尿検査プログラムへの申込書

このプログラムに関する説明を受けました。

上に従い、尿検査を受けられるようお願いします。

平成 年 月 日
氏名 印
住所

表 3

回復のための尿検査プログラムにおける
採尿の方法
(Ver.2:20040115)

尿を出す者を対象者と呼ぶ。

検査する側の者を検査職員と呼ぶ。

1 採尿時の立会

採尿時には、検査職員が立ち会うものとする。

2 汚染のない採尿容器

採尿する容器は新たな採尿カップとする。

3 排尿量と検温

排尿量は50cc以上とする。

十分に洗浄した体温計で、排尿直後に検温する。

表4

麻薬取締官の業務に関する説明と面接設定の依頼書（Ver.3:20040113）

麻薬取締官の業務

麻薬取締官は以下のような働きかけをしますので、その相談指導により、本人が薬物乱用を避けようとします。また、必要な場合には精神科的あるいは他の働きかけを円滑に受けられます。

- 1 麻薬取締官は、この相談業務では薬物乱用の未然防止を第一の目的とし、あなた及びあなたのご家族、知人の方に関わり、覚せい剤等の規制薬物の入手先及び周辺薬物関係者と絶縁するように活動します。
- 2 麻薬取締官は司法権を有します。従って、規制薬物に関する違法行為を発見した場合は、直ちに司法的立場から逮捕等検挙手続が行われることになります。
- 3 相談業務の際、または薬物規制法違反があり検挙する際にでも、精神科的治療の必要性の有無を把握し、必要な精神科的治療の提供を妨げないようにします。このため、援助を提供中の担当者から、対象者の精神状態及び回復状況について、情報を得るようにします。
- 4 精神科医療従事者及び精神保健福祉・薬物乱用防止にかかる行政の専門職と協力し、社会復帰が進むように働きかけます。

以上を説明いたしました。

平成 年 月 日

担当者氏名 印

麻薬取締官との相談設定の依頼

麻薬取締官の業務に関する上の説明を受けました。

麻薬取締官と私が面接できるよう設定することをお願いします。

平成 年 月 日

氏名 印
住所

表 5

尿中薬物検出検査を用いた対応の説明、並びに、陽性の結果への態勢の宣言

(Ver.02:20040310)

尿中薬物検出検査を用いた対応

この対応は、毎回の面接時に尿を採取し、尿検査の結果が規制薬物の乱用を示す場合は自首するべきであるとあなたが認識していることを確認し、面接を定期的に行うものです。あなたが薬物から離れることを強く促すものになります。

- 1 この方法は高い効果を持ちますので、これを利用することを強く勧めます・。
- 2 この方法を受け入れなくとも、対応することを拒否しません。しかし、この方法の効果を利用できない場合は、面接頻度を高める等の方法で補わなければなりません。
- 3 面接時に採尿を拒否しても、あるいは、尿中薬物検出検査の結果から規制薬物の乱用を示す結果が出た際にあなたが自首しなくとも、当施設から取締機関に自発的に連絡すること、あるいは、当施設での対応を拒否することはありません。

以上を説明いたしました。

平成 年 月 日

担当者氏名 印

尿採取の約束並びに陽性の結果への態勢の宣言

予定日に来訪し、毎回尿を出し、尿中薬物検出検査を受けます。
尿検査の結果が規制薬物の乱用を示す場合は自首するべきであると認識していますが、自分で判断して行動を決定します。

平成 年 月 日
氏名

表 6

麻薬取締官の業務に関する説明と面接設定の依頼

(Ver.5:20040726)

麻薬取締官は以下のような働きかけをするので、そのかかわりにより、対象者が規制薬物の乱用を避けようとし、薬物を使わない生活の回復が促進されます。

1 麻薬取締官は、薬物乱用の未然防止を目的とし、対象者が覚せい剤等の規制 薬物の入手先及び周辺薬物関係者と絶縁するように、対象者及び対象者の家族、 知人に働きかけます。

2 麻薬取締官は司法権を有します。従って、規制薬物に関する違法行為を発見 した場合は、直ちに司法的立場から逮捕等検挙手続が行われることになります。

3 麻薬取締官は、対象者の精神科的治療の必要性の把握に努め、指導あるいは 検挙手続きを進める際にも、必要な精神科的治療が提供されるよう配慮します。

4 麻薬取締官は、精神科医療及び精神保健福祉、薬務行政にかかる専門職、 その他の関係者と協力し、対象者の社会復帰が進むように働きかけます。

5 麻薬取締官は、対象者の状況把握をするため、関係専門職に定期的な情報提 供依頼をしま す。

以上を説明いたしました。

平成 年 月 日
担当者氏名

麻薬取締官との面接設定の依頼

麻薬取締官の業務に関する上の説明を受けました。

麻薬取締官と私が面接できるよう設定することをお願いします。

担当者殿

平成 年 月 日
氏名

表7 下総精神医療センター 殿

下に記載してある、過去に実施された私の尿検査結果について、私の所属する下記ダルク施設長に連絡してくださるように依頼いたします。

連絡先 千葉ダルク 施設長

平成 年 月 日

氏名

千葉ダルク 施設長 殿

貴施設に所属しておられる方の以下の尿検査につき、ご本人の依頼により、検査の結果をお知らせします。

平成 年 月 日

下総精神医療センター

担当者

検査日	検査結果	追加事項
	陰性・陽性()	

規制薬物を乱用する生徒への対応における学校と警察の連携

分担研究者 上野正裕 千葉県立八千代高等学校
研究協力者 平井慎二 下総精神医療センター

研究要旨

連携という言葉がよく教育界では使われるが、実態はというと真の連携とは程遠いものではないかという疑問から、学校が関係機関（特に警察）と、どのような連携を図っているか、また、規制薬物の乱用対策についてどのような考え方をもっているかを知り、今後、警察と協議をする上でのよりどころとするために、以下の調査をすることとした。

- 1 千葉県内の公立校長の考えを集約し、規制薬物乱用対策がどのように行われているか。
- 2 関係機関との連携について実態を把握する。
- 3 警察の連携については、互いの立場を理解し、補完し合うようなものになっているのか。

調査方法はアンケートによる実態及び校長の意識調査として、千葉県内公立高等学校長（148校）に依頼した。

調査項目は（1）過去の事実と今後の可能性（2）学校の方針（3）警察への期待（4）医療機関への期待（5）保健機関への期待（6）生徒の対する啓発（7）職員研修、とした。

この結果から多くの校長は、規制薬物を乱用する生徒を扱ったことがなく、今後もないものと思っていること。また、学校の対応については、学校と警察が連携するというより、警察にまかせるという考えが大勢を占めていた。

千葉県教育委員会は「やり直しの利く教育システムの構築を促し、問題生徒に対して根気強く指導することや、諦めないこと、また、いたずらに自主退学を勧めないこと」を指導しており、校長の姿勢と整合性が取れていないことが懸念される。

高等学校としては、規制薬物乱用の実態を正しく認識し、その対策について共通理解をもつ必要があり、今後、このことについて効果的に成果を挙げるには、学校と警察は互いに補い合う姿勢を持ち、教育機関として人格育成の場である支援者の立場と取締機関としての抑止力をより明確に打ち出して、連携することが求められる。

A 研究目的

規制薬物を乱用する生徒の実態を、校長はどの程度把握し、また、その対応についてどのような考え方をもっているかをまとめることによって、現在行われている警察との連携の実態を探り、今後、より密接な協力関係の構築に資するものである。

今回の研究の目的は、①千葉県内の公立校長の考えを集約し、規制薬物乱用対策がどのように行われているか調査する。②関係機関との連携について実態を把握する。③警察の連携については、互いの立場を理解し、補完し合うようなものになっているのか調査する。

県内公立高等学校長に以下のとおりアンケート形式による実態及び意識調査を

実施した。

(1)調査期日

平成16年12月3日～12月22日

(2)対象校

千葉県内県立高校 140校
市立高校 8校

(3)回収率 100%

(4)調査項目

- I 過去の事実と今後の可能性
- II 学校の方針
- III 警察への期待
- IV 医療機関への期待
- V 保健機関への期待
- VI 生徒に対する啓発
- VII 職員研修

C アンケート調査票及び集計結果

I 過去の事実と今後の可能性

問1 貴校において平成15年4月以降、薬物乱用に関する以下のようなことはありましたか。当てはまるものに○印をつけて下さい。

(注) 複数の例を持つ学校は、複数回答となることもあります。

- (1) なかった
- (2) 生徒が薬物乱用をしているという情報が、職員以外の関係者あるいは生徒からあった。
- (3) 薬物そのものは発見されていないが臭い、道具、容器や不審者の出入りなど、乱用を想像させる状況に教職員が遭遇した。
- (4) 学校内で薬物を教職員が発見した。
- (5) 薬物の影響下にいるような言動を示す生徒に教職員が接触した。
- (6) 亂用している生徒自身からの相談が教職員にあった。
- (7) 亂用している生徒の保護者からの相談が教職員にあった。
- (8) 学校より警察が先に乱用を把握し、捜査等が開始された。

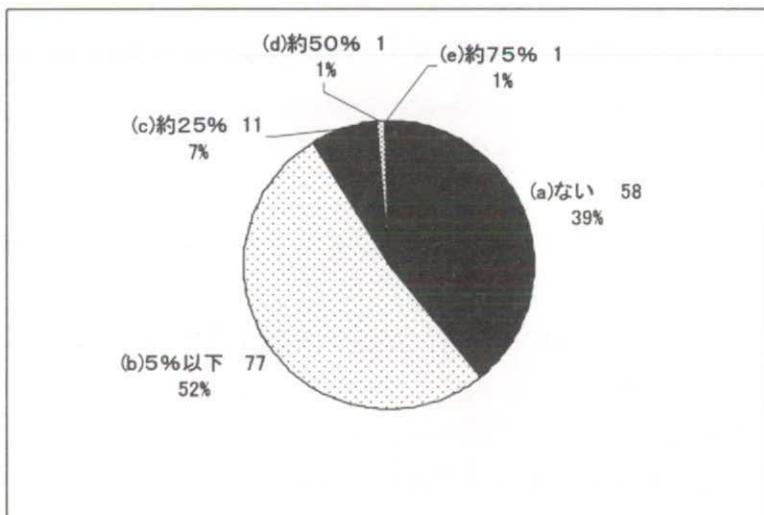
問2 問1で（1）以外に回答した方にお尋ねします。問1で○印を付けた内容に対し、まず始めに適用した対応はどのようなものでしたか。以下から最も近いものの番号を選択し、それぞれの○印の下に対応法の番号を書き込んで下さい。

- (1) 経過をみた。
- (2) 教職員が主体となり、指導に当たった。
- (3) 警察による対応を優先した。
- (4) 医療機関あるいは保健所（保健センター）等の他機関による対応を優先した。
- (5) 退学を前提に対応した。
- (6) その他 ()

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
問1	146	1	0	0	1	0	0	0
問2	0	1	0	0	1	0	0	0

問3 貴校においては、今後2年間に薬物乱用に関わる問題が起こる可能性はどのくらいあると考えていますか。もっとも近いと思われる可能性の記号を以下から一つ選んで下さい。

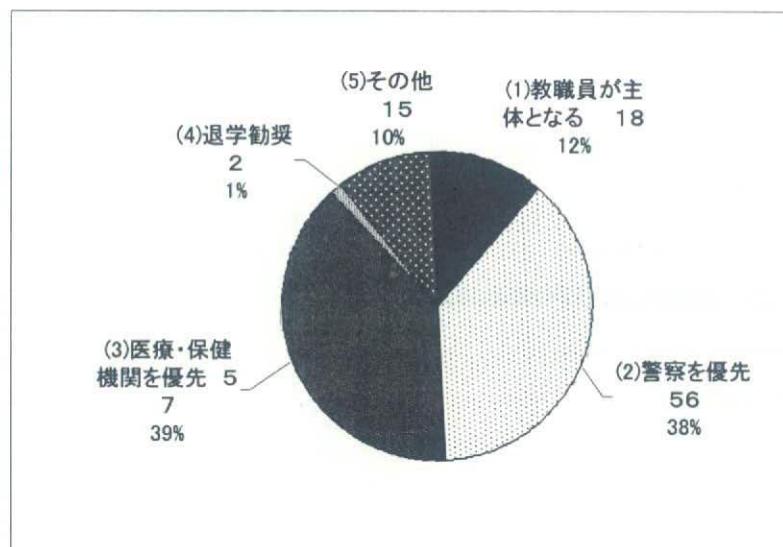
- (a) ない (b) 5%以下 (c) 約25% (d) 約50% (e) 75%以上



II 学校の方針

問4 本人あるいは家族から、現在も反復している薬物乱用をやめるための相談を受けた場合に、どのように対応するか方針を現在お持ちですか、以下から選択して下さい。

- (1) 教職員が主体となり、指導に当たる。
- (2) 警察による対応を優先させる。
- (3) 医療機関あるいは保健機関（保健所
精神保健福祉センター）等の他の機関による対応を優先させる。
- (4) (自主) 退学を勧める。

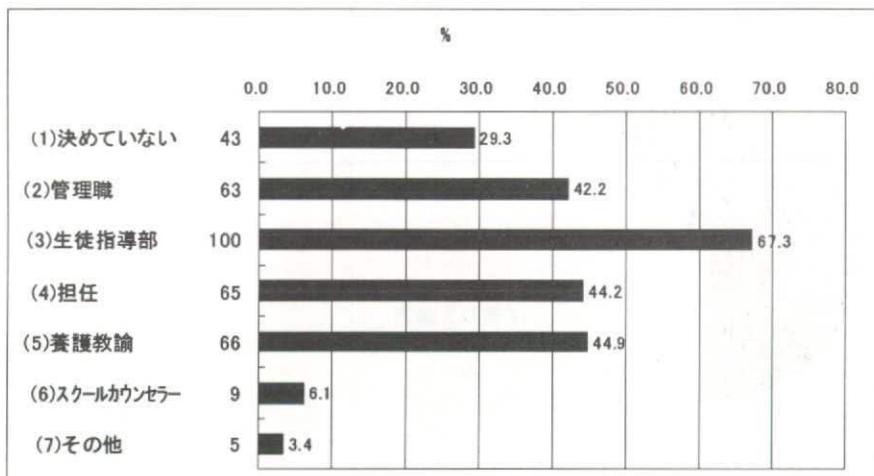


(5) その他 ()

- *保護者との相談
- *具体的対応の検討
- *協定書の制度に従って行う
- *乱用状況や本人の状況で判断
- *(2)(3)との連携、県の指導助言を得て対応協議
- *ダルクへの入所勧告
- *警察に連絡すると同時に医療機関にも連絡して指導していただく
- *教員主体の指導だが法律に違反する場合は警察に対応を依頼する
- *その都度協議
- *少年補導員に相談して

問5 本人あるいは家族から、現在も反復している薬物乱用をやめるための相談を教職員が受けた場合に、校内で誰が対応するか方針をお持ちですか。該当する者に○印をつけて下さい。(注)複数回答の場合もあると思います

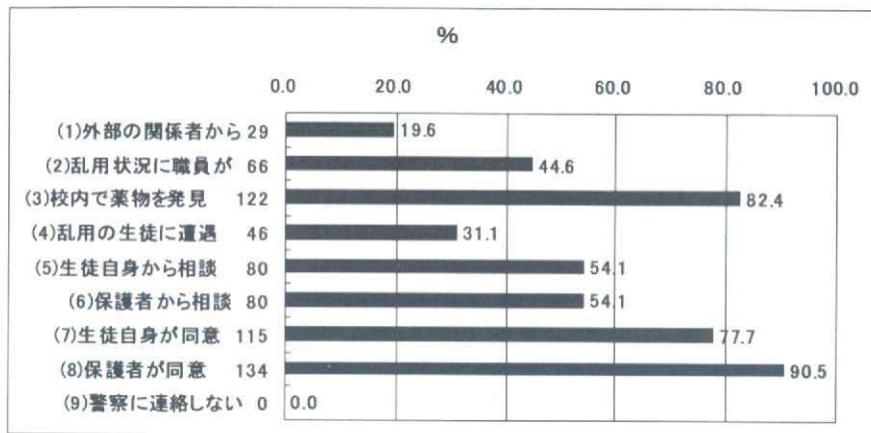
- (1) 決めていない
- (2) 管理職
- (3) 生徒指導担当教師
- (4) 担任教師
- (5) 養護教諭
- (6) スクールカウンセラー
- (7) その他 *学年主任 *教育相談係



問6 文部科学省や千葉県教育委員会は「生徒による薬物乱用は警察に通報するべきである」と明言しております。貴校において警察に連絡するケースはどれですか。警察に連絡するケース、あるいは当てはまるものに○印をつけて下さい。

- (1) 生徒が薬物乱用をしているという情報が、職員以外の関係者あるいは生徒からあった。
- (2) 薬物そのものは発見されていないが、臭い、道具、容器や不審者の出入りなど乱用を思わせる状況に教職員が遭遇した。
- (3) 学校内で薬物を教職員が発見した。
- (4) 薬物の影響下にいるような言動や行動を示す生徒に教職員が接触した。
- (5) 乱用している生徒自身からの話が教職員にあった。
- (6) 乱用している生徒の保護者からの話が教職員にあった。
- (7) 生徒自身が警察への連絡に同意した、あるいは望んだ。
- (8) 保護者が警察への連絡に同意した、あるいは望んだ。

(9) 基本的に警察には連絡しない。



III 警察への期待

問7 規制薬物を乱用する生徒自身に対応する際に、貴校は警察に以下のいずれを期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

問7の1 薬物を乱用する生徒を直接検挙すること。

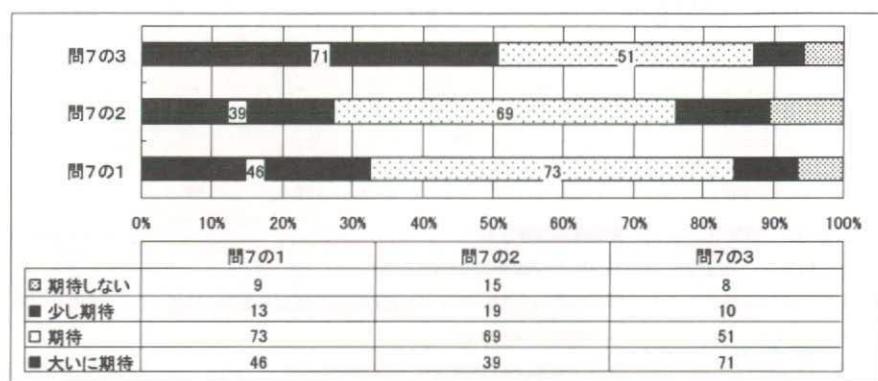
- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない

問7の2 学校は生徒を保護的に指導し、警察は取締のため観察に当たること。

- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない

問7の3 学校と警察が生徒の情報を共有し、観察指導に当たること。

- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない

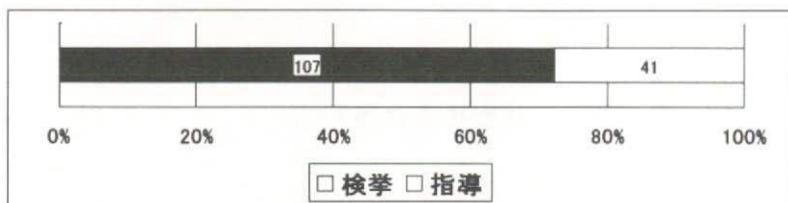


問7の4 その他警察に期待することを書いて下さい。

- *社会人の取締強化 17校
- *詳細な情報の提供 24校
- *乱用防止の啓蒙活動 3校
- *他機関との連携 7校
- *生徒が立ち直るための指導
- *学校と警察が役割を認め合うこと
- *報道の規制・制限
- *高校生を特別扱いすることはない

問8 規制薬物を乱用する生徒自身に対して、警察は以下のいずれを優先するとお考えですか。

- (1) 検挙等の取締活動 72.3% (107校)
- (2) 薬物から離れる指導 27.7% (41校)



IV 医療機関への期待

問9 薬物依存に対する精神科医療の働きかけとして、次のことにはどの程度期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

問9の1 依存症を完全に治し学校に生徒を復帰させること。

- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する

(3) 少しは期待する

(4) 期待しない

問9の2 生徒が学校にも通いながら、精神科医療で治療を受けること。

(1) 大いに期待する

(2) 期待する

(3) 少しは期待する

(4) 期待しない

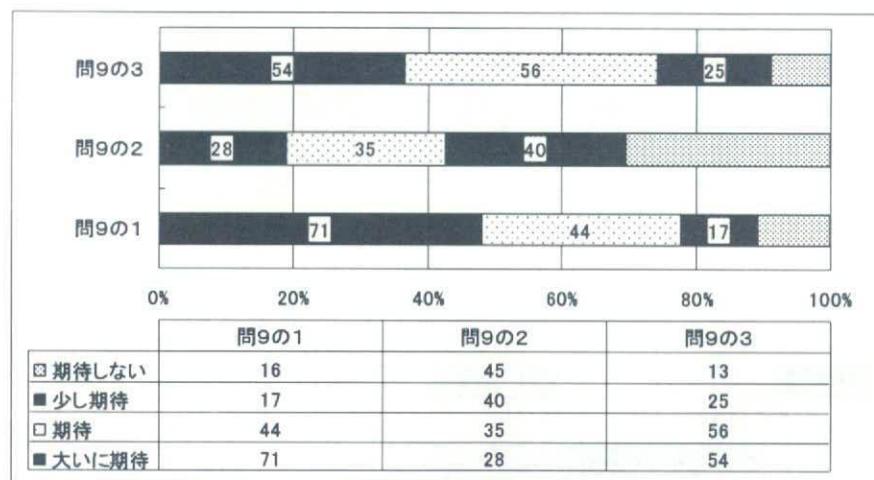
問9の3 生徒に対応する教師に、精神科医療の専門職が指導すること。

(1) 大いに期待する

(2) 期待する

(3) 少しは期待する

(4) 期待しない



問9の4 その他医療機関に期待することを書いて下さい。

- * 生徒に対する指導上の留意点の研修 5校
- * 精神科等医療機関との情報交換や指導を 12校
- * 専門職からの指導助言 10校
- * 精神科医の多忙な 状況下あまり期待できない。
- * 薬物乱用者にどう対処するか県の方針を決めて
- * 学校への復帰自体期待しない
- * ダルクとの連携
- * プライバシー保護の観点から情報を共有することは困難ではないか

V 保健機関への期待

問10 薬物依存に対する保健機関（保健所、精神保健福祉センター等）の働きかけとして、次のことにはどの程度期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

問10の1 依存症を完全に治し学校に生徒を復帰させると。

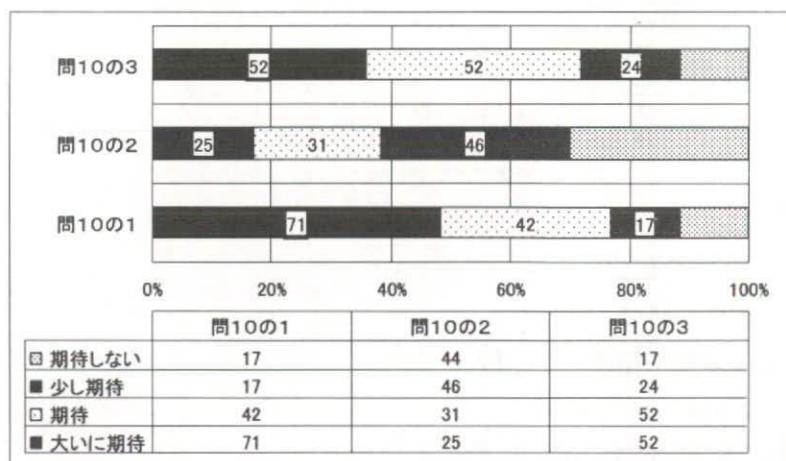
- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない

問10の2 生徒が学校に通いながら、保健機関で対応を受けること。

- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない

問10の3 生徒に対応する教師に、保健の専門職が指導すること。

- (1) 大いに期待する
- (2) 期待する
- (3) 少しは期待する
- (4) 期待しない



問10の4 その他保健期間に期待することを書いて下さい。

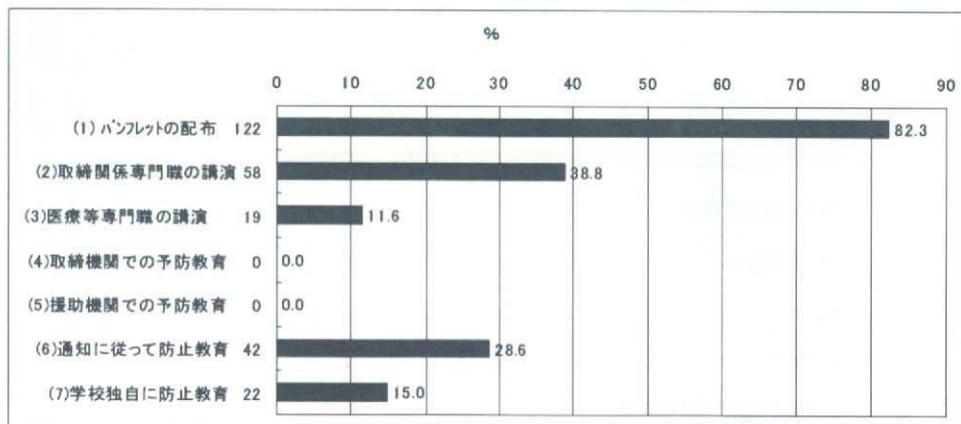
- * 生徒の現状を知り、対応の助言を 3校
- * 専門的立場から学校等への具体的指導 10校
- * 教職員との連携 6校

- * 生徒の学校への完全復帰
- * 薬物依存に関する専門職の養成を期待
- * 学校への復帰 자체期待しない 4校
- * 学校ができることには限界、専門機関の充実を期待

VI 生徒に対する啓発

問11 貴校において生徒に対する薬物乱用防止教育について、本年度どのように実施（計画）しましたか。当てはまるものに○印をつけて下さい。

- (1) 保健所、警察、薬務課等からのパンフレット(リーフレット) 等を生徒に配布した。
- (2) 警察、麻薬取締官等の取締にかかる専門職を招き講演会を実施(計画) した。
- (3) 精神科医療、精神保健の専門職あるいは乱用者本人等の治療、相談、訓練にかかる専門職を招き講演会を実施(計画) した。
- (4) 取締にかかる機関へ生徒を行かせ、予防教育を受けさせた。
- (5) 援助にかかる機関へ生徒を行かせ、予防教育を受けさせた。
- (6) 教育委員会などの通知に従って、教職員が防止教育を実施(計画) した。
- (7) 学校独自で自主的に計画した方法で、教職員が防止教育を実施(計画) した。



(8) その他、実施(計画) した防止教育を書いて下さい。

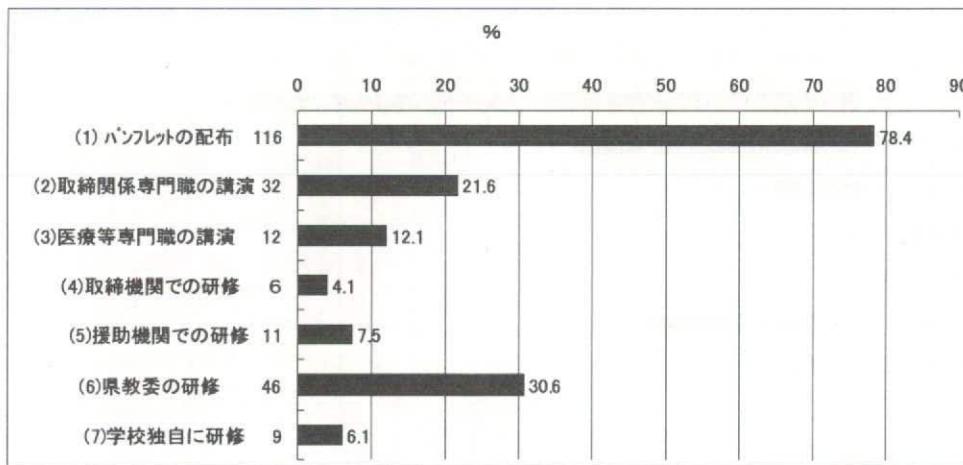
- * 全校集会 2校
- * 保護者に啓発文書
- * 補導セによる防止教室
- * 更生施設の職員から。乱用者から話を聞く後援会を実施
- * ダルクに依頼

- * 生活安全に関する講習会
- * 保健の授業 7校
- * VTR 視聴意見感想を書かせた
- * ポスター掲示

VII 職員研修

問12 貴校において教職員に対する薬物乱用防止教育に関する研修は、本年度どのように実施(計画)しましたか。当てはまるものに○印をつけて下さい。

- (1) 保健所、警察、薬務課等からのパンフレット(リーフレット)等を教職員に配布した。
- (2) 警察、麻薬取締官等の取締にかかる専門職を招き講演会(研修会)を実施(計画)した。
- (3) 精神科医療、精神保健の専門職あるいは乱用者本人等の治療、相談、訓練にかかる専門職を招き講演会(研修会)を実施(計画)した。
- (4) 取締にかかる機関へ教職員を派遣し、防止教育法研修を受けさせた。
- (5) 援助にかかる機関へ教職員を派遣し、防止教育法研修を受けさせた。
- (6) 教育委員会などの計画に従った防止教育研修を受けさせた。
- (7) 学校独自で自主的に防止教育研修会を実施(企画)した。



- (8) その他、実施(計画)した研修を書いて下さい。
- * 補導センターによる防止教室
 - * 資料の配布
 - * 講演会の感想を提示してもらい情報交換会を実施

D 考察

本調査は、県教育委員会が通知した「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書」（平成16年10月14日県教育長発）（平成16年12月1日施行）が各学校に通知された直後平成16年12月3日から12月22日までの間に行った調査である。協定書によると警察と、学校の連絡制度は以下のとおりとなっている。

1 警察署から学校に連絡する事例

- ① 暴力行為、刃物を使った傷害や万引きをして逮捕された場合等
- ② 悪質で再犯性が強く、社会的反響が大きく学校における継続的指導が必要となる場合等
- ③ 犯罪等の被害に関する情報や被害に関して生徒の安全確保のために必要な場合等。

2 学校から警察に連絡する事例

- ① 深刻な暴力、刃物を使った傷害行為、薬物使用行為、暴走族に係る行為、学校間抗争等。
- ② 生徒が犯罪に巻き込まれ、被害者となることを防ぐために、警察の協力が必要な場合等。
- ③ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する場合等。

3 ただし、上記の場合でも、連絡しない事例として

- ① 学校内の対応で問題行動の解決が図られる。
- ② 保護者と協力して学校と家庭での指

導が充実する。

③ 地域社会、警察以外の関係機関との連携によって問題行動の解決が図られる。

4 連携による対応として

- ① 生徒の安全確保対策
- ② 個々の生徒の非行、問題行動に関する具体的対応・指導。
- ③ 家庭との連携を図り非行からの立ち直り支援。

としており、各校長はこのことを周知しているということを前提としたアンケート調査であった。

調査結果から

I 過去の事実と今後の可能性

校長の98.6%は過去に規制薬物乱用する生徒を扱ったことがない。また、今後2年間に規制薬物乱用問題が発生するか否かに関する校長による予想は、ないとする者が39.2%、5%以下とする者が52.0%であった。これらは合わせて91.2%となるが、多くの薬物問題の報告、あるいは、薬物乱用者の低年齢化があると指摘されている現状を考え合わせると、多くの校長が規制薬物乱用問題に対して危機意識が希薄であると考えざるを得ない。

II 学校の方針

生徒の規制薬物乱用問題は学校以外の機関に委ねると答えた校長が87.8%あり、本人や家族からの相談に対しても方針を決めていない学校が29.3%あった。

また、乱用情報に対し警察に通報するケースについて尋ねたところ、どのよう

なケースでも通報する、また、1項目を除いて通報するとした校長はそれぞれ 12 校・15 校であり、校内で対応するという学校が極めて少ないとわかった。

III 警察への期待

警察への期待度については、取締強化を望む回答が高いことは予想された通りであり、警察と学校が情報を共有することへの期待が高かった。また、その他、警察に期待することについて多くの校長から意見が寄せられ、その内容は多岐に亘ったが、中でも社会人の取締強化と学校への情報提供の期待度が高かった。

IV 医療機関への期待

依存症を完治させても、学校に復帰することを望まない校長が 10.2%あり、通院しながらの通学について、期待しない・少し期待を合わせて 57.1%になり多くの校長が通院中の通学は否定的な考えであった。

V 保健機関への期待

医療機関への期待とほぼ同様の回答であった。

VI 生徒に対する啓発

年に数度、文部科学省や学校保健会、県教育委員会等から啓発文書が配布されてくるが、それさえも生徒の手に渡らない学校が 26 校あった。また、啓発文書配布以外に何もしていない学校が 34 校あり、全く何も指導していない学校が 4 校あった。

VII 職員研修

職員研修も生徒への指導と同様の回答が得られた。研修は、設問にある選択肢の(2)(3)(4)(5)(7)の中から年度ごとにローテーションで校内研修を実施していることが推測され、多くの学校は年に一度は薬物乱用指導の研修が実施されているが、生徒同様職員向けの研修を計画していない学校が 4 校あった。

このようなことから、多くの校長が規制薬物を乱用する生徒の対応に当たったことがなく、今後もないものと思っていたことが推察され、回答からは所属校において、規制薬物を乱用する生徒を扱うかもしれないという危機感は感じられなかった。また、本研究テーマの警察との連携については、連携するというより警察に任せるという考えが大勢を占めていた。千葉県では地区ごとに学校警察連絡協議会という組織が存在する。通常、中学校あるいは高校の校長がこの組織の代表者となり、当該地域の警察からは交通課・生活安全課、また当該市町村教育委員会及び青少年センターからの状況報告があり協議会や研修会が開催されている。

次に、反復している薬物乱用を止めるための相談を学校が受けた場合、教職員が主体となって対応すると回答した校長は、12%18 校であった。警察を優先が 38%56 校、医療機関等を優先が 39%57 校であった。

生徒や保護者が学校に相談するということは、申すまでもなく学校に救いを求めてきているのである。警察は検挙するところと答えた校長は 72.3%に及んでお

り、通報することは、検挙されることを想定していることになり、仮にこのような考えが、生徒自身や保護者が知るところとなれば、信頼関係に基づいた相談ということは学校に存在しなくなることは自明の理であろう。日常、生徒との何気ない会話、生徒面談、保健室来室者との相談、教育相談部が行う計画的な相談活動は、当然、互いの信頼関係が基盤となっており、支援者としての立場が明確であらねばならない。規制薬物の乱用は確かに重大かつ深刻な案件であることに疑う余地のないところであるが支援者としての学校の使命を明確にした上で、慎重に対応することが求められる。

また、校長は学校教育法施行規則第13条に基づき生徒に懲戒を加えることができるとしており、心身の発達に応ずる教育上必要な配慮を義務づけ、当該生徒に反省を促し立ち直りの機会を与えることを期待している。しかしながら、調査からは完治後も学校復帰を望まないなどの回答も多数受けられた。

学校はいうまでもなく、多くの生徒を扱い、薬物乱用する生徒が他の生徒にも影響を与えることを強く恐れることには想像に難くない。よって、問題生徒への支援、立ち直りの機会を提供するというより、原因の元を学校という環境から排除することが、影響を最小限にし、その後、平穏な学校生活が営まれるという考えが教育界の中に残存している。

特にこのことに限らず、暴力行為、盜難、悪質ないじめ等の行為は、加害生徒を学校に残すことについて否定的な考えが教員の多くにあり、保護者の賛同も得

やすい。

しかし、県教育委員会は常日頃から「やり直しの利く教育システムの構築が必要だ」と訴えており、問題傾向のある生徒に対し根気強く指導することを促し、簡単に諦めないこと、また、自主退学を勧めないようにと指導している。だが、今回の調査から、このような考えは、少なくとも薬物乱用する生徒には適用されていない学校もあるのではないかと懸念されるところである。

E 結論

今後、教育機関（支援）としては、規制薬物乱用の実態を正しく認識し、その対策について一定の共通理解をもつことが求められ、その対応が生徒の人格育成に寄与し、健全な人生を歩ませるためのものであるという認識に立脚して、問題の解決に当たることが必要である。

また、現在、警察と千葉県教育委員会が締結した協定書の効果的な運用が図られるよう、今後一層、互いの役割・目的を認識し、互いに補い合う姿勢を保ち、常に情報交換ができるよう窓口を明確にして、具体的に協議することが望まれる。

F 知的所有権の取得状況

なし。

G 知的所有権の取得状況

なし。